

## SMBCダイレクト／外国送金サービスのご利用にあたってのご留意点

以下の各項目はSMBCダイレクト／外国送金サービスのご利用にあたってご確認いただきたい主な項目です。ご理解のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

### ご留意点

#### 事前登録および送金依頼時に共通のご留意点

- ①送金受取人口座の事前登録や事前登録を行った口座への送金依頼に関する内容が外国為替及び外国貿易法や米国財務省外国資産管理室(OFAC)による規制等に抵触する等、法令・規制上実行不可能な場合等は、手続をお断りさせていただくことがあります。
- ②弊行は、お客さまのお取引が、外国為替及び外国貿易法第17条(以下、外為法)に基づき、「北朝鮮・イラン関連規制の対象取引ではないこと」、また米国の法規制遵守の観点から「米国OFAC規制にかかる取引ではないこと」を確認しております。つきましては、本サービスでお取引をご依頼いただくにあたり、当該取引に該当しないことをご確認のうえ、お手続を行ってください。  
外為法及びOFAC規制に関する詳細は、裏面をご参照ください。
- ③上記規制に基づき、慎重な取扱いが必要な送金に関しては、本サービスではお受付できない場合もございます。その場合は店頭でのお手続きが必要になりますが、店頭で受付する場合は窓口の手数料となります。また店頭で確認した結果、手続をお断りさせていただくこともありますのでご了承ください。
- ④送金受取人口座の事前登録や事前登録を行った口座への送金依頼時に、依頼内容の確認をさせていただくため、銀行からお手続時にご登録いただいた日中連絡先、または連絡用電子メールアドレスあてにご照会をさせていただきます。連絡がつかない等の理由から一定期間、ご照会事項等が解消されない場合は事前登録や送金依頼の受付を取消させていただきますのでご了承ください。

#### 送金受取人口座の事前登録について

- ①送金受取人口座の事前登録のお手続が完了した場合でも、送金依頼の結果、口座番号や口座名義相違等の理由で相手先に入金されない場合があります。事前登録を行う際には、受取人に正しい口座情報をご確認のうえ、正確にご登録ください。
- ②送金受取人口座の事前登録が完了した送金受取人口座でも、その後の法令・規制の改定等により外国送金のお手続をお断りさせていただく場合がありますのでご了承ください。

#### 事前登録を行った送金受取人口座への送金依頼について

- ①事前登録を行った口座への送金依頼を受け付けた場合、送金取組日に送金資金および送金手数料等をご指定の口座からお引き落としします。この際、送金取組日の受付時限までに出金口座の残高が不足している場合は、ご依頼いただいた送金の取組は実行しませんので、残高には十分に注意してください(取引が成立していない場合も銀行からは連絡いたしません)。なお、お取引の結果については、SMBCダイレクトにログイン後、「外国送金⇒外国送金明細の確認」メニューでご確認できます。
- ②送金金額の上限につきまして、弊行ホームページ等で「1日あたりの送金金額は300万円以内、1ヵ月あたりの送金金額は500万円以内」とご案内しておりますが、一部の国・地域につきましては、「1ヵ月あたりの送金金額が100万円以内かつ年間あたりの送金金額が300万円以内」の上限(「1ヵ月」は受付日から30日前以降のご送金、「年間」は受付日から365日前以降のご送金の合計金額です)となっておりますのでご了承ください。  
尚、対象国・地域につきましては、申し訳ありませんが開示しかねます。
- ③事前登録を行った口座への送金依頼時に、関係銀行に伝達される依頼人名および依頼人住所は、SMBCダイレクト／外国送金サービスのご登録時に登録された申込人の英文名・英文住所となります。
- ④事前登録を行った口座(間違えて入力した場合を含む)に資金が入金された後、資金を戻す場合は、当行における組戻手数料として4,000円(消費税非課税)がかかります。この場合、関係銀行からの資金返却後に送金資金をお戻ししますが、関係銀行での組戻手数料、および為替の状況等により、場合によっては損失となる可能性があります。また、当該送金を行った事前登録口座に再度送金を行う場合は、同様の組戻が発生する可能性がありますので、送金受取人口座の内容をご確認のうえ、あらためて事前登録手続後、送金依頼を行ってください。

#### ご依頼人さまの住所について

- ①送金資金および送金手数料等の計算書は、ご本人さま確認資料に記載された住所に転送不要郵便として送付します(転送先への転送は行いません)。郵便不着等の理由で計算書が弊行に返戻された場合は、本サービスのご利用ができなくなります。
- ②お届けのご住所がお住まいの住所と異なる場合はSMBCダイレクトまたは書面(ご本人さま確認資料のご提出が必要)による住所変更手続が必要です。

## ご留意点

### 【「マネー・ローンダリング防止」、「テロ資金供与防止」への対応について】

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。銀行は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することが出来るように対策を進めております。

こうした中、金融庁は、2018年2月に、金融機関等における実効的なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

これにより、銀行等の金融機関等においては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯収法」といいます)等の法律で求められている事項だけではなく、お客さまのお取引の内容、状況等に応じて、犯収法等の法律で求められている以上の事項を追加で確認することが求められています。

お客さまのお取引の内容、状況等に応じて、犯収法等の法律で求められている以上の対応をさせていただく場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

詳細については、左記全銀協ホームページをご確認ください(<https://www.zenginkyo.or.jp/special/aml201806/>)。

### 【外国為替及び外国貿易法について】

各銀行は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金調達の防止、各経済制裁措置へ適切に対応するため、お客さまより外国為替取引等を受け付けた際には、「外国為替及び外国貿易法(以下、外為法)」に基づき、その取引が、同法の規制対象取引ではないこと、もしくは許可を得ているを確認する義務があります。

#### 【外国為替及び外国貿易法による規制対象取引】(2019年7月現在)

貿易に関する規制	<ul style="list-style-type: none"><li>・北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入及び仲介貿易取引</li><li>・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引</li></ul>
制裁対象に関する規制	<ul style="list-style-type: none"><li>・テロリスト等、外為法で指定される資産凍結対象者への支払 *具体的な対象者は、財務省のホームページにて公開されています。 <a href="https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html">https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html</a></li><li>・北朝鮮に住所や居所を有する自然人への支払</li><li>・北朝鮮に主たる事務所を有する法人・団体及びその実質支配下にある法人・団体への支払</li></ul>
送金目的に関する規制	<ul style="list-style-type: none"><li>・北朝鮮の核関連活動等に寄与する目的の取引</li><li>・イランの核関連活動やイランへの大型通常兵器等の供給に関連する活動等の寄与する目的の取引</li><li>・漁業・皮革又は皮革製品・武器・武器製造関連設備・麻薬等に関連する組合等の、外国における事業活動のための支払</li></ul>

尚、人道目的の取引等、一部例外として取扱い可能な取引もございますので、該当する場合はご申告ください。

詳細は、財務省・経済産業省のホームページをご参照ください([http://www.mof.go.jp/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sanctions/index.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/index.htm)、[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html))。

### 【米国OFAC規制について】

米国政府は外交政策・国家安全保障に基づき、特定の国または法人・個人を経済制裁対象として指定し、資産凍結等の経済的な制裁措置や禁輸措置を実施(OFAC規制)しています。

#### 【OFAC規制の適用を受ける取引】

日本で行われる外為取引であっても、米ドルまたは米国人が関与する場合にはOFAC規制の対象となります。

また、直接的な送金人や受取人が制裁対象に該当しなくても、送金の背景にある取引の関係当事者・関係地(イラン、キューバ、シリア、北朝鮮、ウクライナのクリミア地域)が該当すればOFAC規制の制裁対象となります。

なお、上記以外でも、米国の直接的な適用有無に関わらず、日本円・ユーロを含む米ドル以外の通貨建て取引や、米ドルまたは米国人等の関与がない場合でも、二次的な制裁が課されるため、お取引ができない場合があります。

#### 【OFAC規制による制裁対象取引】(2019年6月現在)

○以下の、1. 2. いずれかに該当する、米ドル建てのお取引

1. お取引の関係当事者の所在地や、お取引の関係地等(注1)に、イラン・イスラム共和国(イラン)、キューバ共和国、北朝鮮、シリア・アラブ共和国(シリア)、ウクライナのクリミア地域が含まれている(但し、一部例外措置あり)。

(注1)お取引の関係当事者とは、輸入者・輸出者、お取引に関与する銀行・船会社、荷受人、輸送船、

送金依頼人・受取人、保証の受益者等を指します。また関係地とは、原産地、船積地、仕向地、船籍等を指します。

2. 米国政府により、特定テロリスト、特定麻薬取引者、特定大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者が、お取引に関与している。

○米ドル建てではなくても、上記1. または2. に該当し、かつ以下に該当するお取引

1. 米国人(米国外の支店・子会社等の法人を含む)、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等(非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む)が、お取引に関与している。
2. その他、米国OFACが二次的制裁の対象として指定する特定のイラン関連取引等

○詳細は、OFACホームページ(英文)をご参照ください(<http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/>)。